Ⅰ　労災保険給付制度の概要について

１　業務災害について

業務災害とは、労働者が業務を原因として被った負傷、疾病、障害または死亡（以下「傷病等」という。）をいいます。

業務と傷病等との間に一定の因果関係があることを「業務上」と呼んでいます。

業務災害に対する保険給付は、労働者が労災保険の適用される事業場※に雇われて、事業主の支配下にあるときに、業務が原因となって発生した災害に対して行われます。

※法人・個人問わず一般に労働者が使用される事業は、適用事業場になります。

（１）業務上の負傷について

①　事業主の支配・管理下で業務に従事している場合

所定労働時間内や残業時間内に事業場施設内において業務に従事している場合が該当します。

この場合の災害は、被災した労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられるので、特段の事情がない限り、業務災害と認められます。

なお、次の場合には、業務災害とは認められません。

- 労働者が就業中私用（私的行為）を行い、または業務を逸脱する恣意的行為を行っていて、それが原因となって災害を被った場合
- 労働者が故意に災害を発生させた場合
- 労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- 地震、台風などの天災地変によって被災した場合（ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められる可能性があります）

②　事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合

昼休みや就業時間前後に事業場施設内にいて業務に従事していない場合が該当します。

出勤して事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の支配・管理

下にありますが、休憩時間や就業前後は業務に従事していないため、この時間に私的な行為によって発生した災害は業務災害とは認められません。ただし、事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害は業務災害となる場合があります。

なお、トイレなどの生理的行為については、業務に附随する行為として取り扱われますので、この時に生じた災害は就業中の災害と同様に業務災害となります。

③　事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

出張や社用での外出などにより事業場施設外で業務に従事している場合が該当します。

事業主の管理下を離れているものの、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしているときは事業主の支配下にあることになります。この場合、積極的な私的行為を行うなどの特段の事情がない限り、一般的には業務災害と認められます。

（２）業務上の疾病について

業務との間に相当因果関係が認められる疾病については、労災保険給付の対象になります（これを「業務上疾病」といいます)。

業務上疾病とは、労働者が事業主の支配下にある状態において発症した疾病ではなく、事業主の支配下にある状態において有害因子にさらされたことによって発症した疾病をいいます。

例えば、労働者が就業時間中に脳出血を発症したとしても、その発症原因となった業務上の理由が認められない限り、業務と疾病との間に相当因果関係は成立しません。一方、就業時間外における発症であっても、業務による有害因子にさらされたことによって発症したものと認められれば、業務と疾病との間に相当因果関係が成立し、業務上疾病と認められます。

一般的に、労働者に発症した疾病について、次の３要件が満たされる場合には、原則として業務上疾病と認められます。

①　労働の場に有害因子が存在していること

業務に内在する有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業、病原体などの諸因子を指します。

②　健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと

健康障害は、有害因子にさらされることによって起こりますが、その健康障害を起こすに足りる有害因子の量、期間にさらされたことが認められ

なければなりません。

③　発症の経過及び病態が医学的にみて妥当であること

業務上の疾病は、労働者が業務に内在する有害因子に接触することによって起こるものであることから、少なくともその有害因子にさらされた後に発症したものでなければなりません。

しかし、業務上疾病の中には、有害因子にさらされた後、短期間で発症するものもあれば、相当長期間の潜伏期間を経て発症するものもあり、発症の時期は有害因子の性質や接触条件などによって異なります。

したがって、発症の時期は、有害因子にさらされている間またはその直後のみに限定されるものではありません。

２　複数業務要因災害について

複数業務要因災害とは、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいいます。なお、対象となる疾病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

（１）複数事業労働者に該当すること

複数事業労働者とは、傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいいます。

したがって、労働者として就業しつつ、同時に労働者以外の働き方で就業している者については、複数事業労働者に該当しません。また、転職等、複数の事業場に同時に使用されていない者についても、複数事業労働者には該当しません。

（２）複数の事業の業務を要因とする傷病等とは

複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して、労災と認定できるか判断します。なお、複数事業労働者の方でも、１つの事業場のみの業務上の負荷を評価し業務上と認められる場合はこれまで通り業務災害として労災認定されます。

３　通勤災害について

通勤災害とは、通勤によって労働者が被った傷病等をいいます。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、㋐住居と就業の場所との間の往復㋑就業の場所から他の就業の場所への移動㋒単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法で行うことをいい、業務の性質を有するものを除くとされています。移動の経路を逸脱し、または中断した場合には、逸

脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはなりません。

ただし、例外的に認められた行為で逸脱または中断した場合には、その後の移動は「通勤」となります。

通勤災害と認められるためには、その前提として、㋐から㋓までの移動が労災保険法における通勤の要件を満たしている必要があります。

（１）「就業に関し」とは

通勤は、その移動が業務と密接な関連をもって行われなければなりません。

したがって、前述の㋐又は㋑の移動の場合、被災当日に就業することとなっていたこと、または現実に就業していたことが必要です。このとき、遅刻やラッシュを避けるための早出など、通常の出勤時刻とある程度の前後があっても就業との関連性は認められます。

また、㋓の移動の場合、原則として、就業日とその前日又は翌日までに行われるものについて、通勤と認められます。

（２）「住居」とは

「住居」とは、」労働者が居住している家屋などの場所で、本人の就業のための拠点となるところをいいます。

したがって、就業の必要上、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借り、そこから通勤している場合には、そこが住居となります。

また、通常は家族のいる所から通勤しており、天災や交通のストライキなどにより、やむを得ず会社近くのホテルに泊まる場合には、そのホテルが住居となります。

（３）「就業の場所」とは

「就業の場所」とは、業務を開始し、または終了する場所をいいます。

一般的には、会社や工場などをいいますが、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数か所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所となり、最後の用務先が業務終了の場所となります。

（４）「合理的な経路および方法」とは

「合理的な経路および方法」とは、移動を行う場合に、一般に労働者が用いると認められる経路および方法をいいます。

「合理的な経路」については、通勤のために通常利用する経路が、複数ある場合、それらの経路はいずれも合理的な経路となります。

また、当日の交通事情により迂回した経路、マイカー通勤者が駐車場を経由

して通る経路など、通勤のためにやむを得ず通る経路も合理的な経路となります。

しかし、合理的な理由もなく、著しく遠回りとなる経路をとる場合は、合理的な経路とはなりません。

「合理的な方法」については、通常用いられる交通方法（鉄道、バスなどの公共交通機関を利用、自動車、自転車などの本来の用法に従って使用、徒歩など）は、平常用いているかどうかにかかわらず、合理的な方法となります。

（５）「業務の性質を有するもの」とは

（１）から（４）までの要件を満たす移動であっても、その行為が「業務の性質を有するもの」である場合には、通勤となりません。

具体的には、事業主の提供する専用交通機関を利用して出退勤する場合や緊急用務のため休日に呼び出しを受けて出勤する場合などの移動による災害は、通勤災害ではなく業務災害となります。

（６）「往復の経路を逸脱し、または中断した場合」とは

「逸脱」とは、通勤の途中で就業や通勤と関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、「中断」とは、通勤の経路上で通勤と関係のない行為を行うことをいいます。

具体的には、通勤途中で経路近くの公衆トイレを使用する場合や経路上の店でタバコやジュースを購入する場合などのささいな行為を行う場合には、逸脱、中断とはなりません。

通勤の途中で逸脱または中断があるとその後は原則として通勤とはなりませんが、これについては法律で例外が設けられており、日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるもの※をやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱または中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤になります。

※厚生労働省令で定める「逸脱」「中断」の例外となる行為

① 日用品の購入その他これに準ずる行為
② 職業訓練、学校教育法第１条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
④ 病院または診療所において診察または治療を受けること、その他これに準ずる行為

⑤　要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る）

労災保険給付等一覧

保険給付の種類		こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養(補償)補償等給付		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災保険指定医療機関等で療養を受けるとき）	必要な療養の給付※	
		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災保険指定医療機関等以外で療養を受けるとき）	必要な療養の費用の支給※	
休業(補償)等給付		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	(休業特別支給金) 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害（補償）等給付	障害(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から7級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級313日分　第6級156日分 第2級277日分　第7級131日分 第3級245日分 第4級213日分 第5級184日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害(補償)等一時金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から14級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級503日分　第13級101日分 第9級391日分　第14級56日分 第10級302日分 第11級223日分 第12級156日分	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）等給付	遺族(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金 1人　153日分 2人　201日分 3人　223日分 4人以上　245日分	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族(補償)等一時金	(1)遺族(補償)等年金を受け得る遺族がないとき (2)遺族(補償)等年金を受けている人が失権し、かつ、他に遺族（補償）等年金を受け得る人がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	給付基礎日額の1000日分の一時金（(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額）	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円（(1)の場合のみ） (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金（(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）
葬祭料等(葬祭給付)		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した人の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	

※療養のため通院したときは、通院費が支給される場合があります。

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
傷病(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当するとき (1)傷病が治ゆ(症状固定)していないこと (2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級　313日分 第2級　277日分 第3級　245日分	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護(補償)等給付	障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき	・常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、186,050円を上限とする) 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が85,490円を下回る場合は85,490円 ・随時介護の場合は、介護費用として支出した額(ただし、92,980円を上限とする) 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が42,700円を下回る場合は42,700円	
二次健康診断等給付 ※船員法の適用を受ける船員については対象外	事業主が行った直近の定期健康診断等(一次健康診断)において、次の(1)(2)のいずれにも該当するとき (1)血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI(肥満度)の測定のすべての検査において以上の所見があると診断されていること (2)脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断および特定保健指導の給付 (1)二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な、以下の検査 ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1c検査 (一次健康診断で行った場合には行わない) ④負荷心電図検査または心エコー検査 ⑤頸部エコー検査 ⑥微量アルブミン尿検査 (一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性(±)または弱陽性(+)である者に限り行う) (2)特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導	

注)表中の金額等は、令和8年4月1日現在のものです。
このほか、社会復帰促進等事業として、アフターケア、義肢等補装具の費用の支給、外科後処置、労災就学等援護費、休業補償特別援護金等の支援制度があります。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

労災保険給付の概要

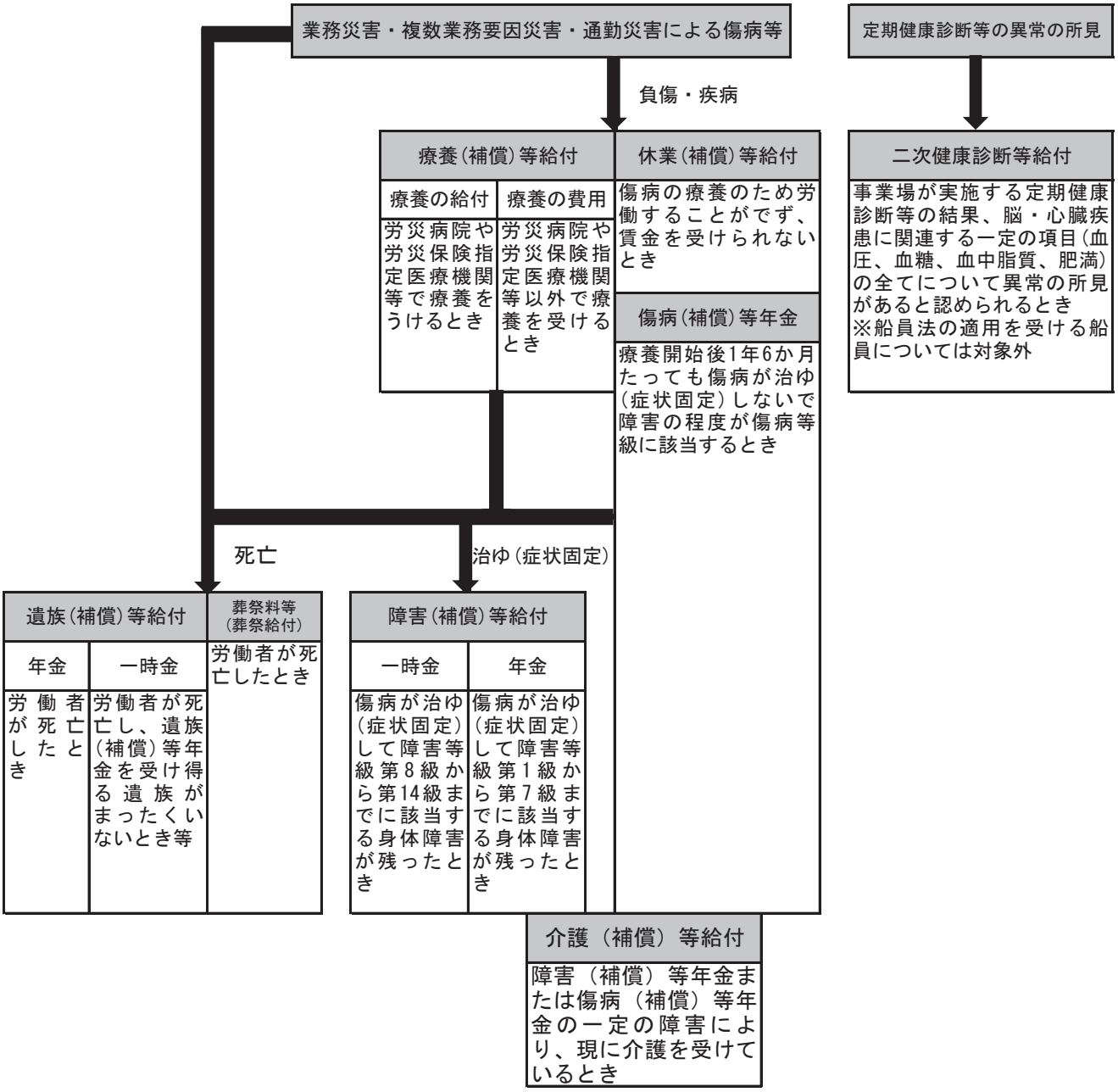
業務災害・複数業務要因災害・通勤災害による傷病等
定期健康診断等の異常の所見
負傷・疾病
療養(補償)等給付
療養の給付
療養の費用
労災病院や労災保険指定医療機関等で療養をうけるとき
労災病院や労災保険指定医療機関等以外で療養を受けるとき
休業(補償)等給付
傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき
傷病(補償)等年金
療養開始後1年6か月たっても傷病が治ゆ(症状固定)しないで障害の程度が傷病等級に該当するとき
二次健康診断等給付
事業場が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目(血圧、血糖、血中脂質、肥満)の全てについて異常の所見があると認められるとき
※船員法の適用を受ける船員については対象外
死亡
治ゆ(症状固定)
遺族(補償)等給付
年金
労働者が死亡したとき
一時金
労働者が死亡し、遺族(補償)等年金を受け得る遺族がまったくいないとき等
葬祭料等(葬祭給付)
労働者が死亡したとき
障害(補償)等給付
一時金
傷病が治ゆ(症状固定)して障害等級第8級から第14級までに該当する身体障害が残ったとき
年金
傷病が治ゆ(症状固定)して障害等級第1級から第7級までに該当する身体障害が残ったとき
介護(補償)等給付
障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金の一定の障害により、現に介護を受けているとき

保険給付の手続き

保険給付を受けるためには、被災労働者やその遺族等が所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（二次健康診断等給付は所轄労働局長）に提出しなければなりません。

給付の種類	請求書の様式	提出先
療養（補償）等給付	療養補償給付及び複数事業者療養給付たる療養の給付請求書（５号） 療養給付たる療養の給付請求書（１６号の３）	病院や薬局等を経て所轄労働基準監督署長
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（７号） 療養給付たる療養の費用請求書（１６号の５）	所轄労働基準監督署長
休業（補償）等給付	休業補償給付・複数事業労働者休業給付支給請求書（８号） 休業給付支給請求書（１６号の６）	
障害（補償）等給付	障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書（１０号）※ 障害給付支給請求書（１６号の７）※	
遺族（補償）等給付	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書（１２号）※ 遺族年金支給請求書（１６号の８）※	
	遺族補償一時金・複数事業労働者遺族一時金支給請求書（１５号） 遺族一時金支給請求書（１６号の９）	
葬祭料等（葬祭給付）	葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書（１６号） 葬祭給付請求書（１６号の１０）	
介護（補償）等給付	介護補償給付・複数事業労働者介護給付・介護給付支給請求書（１６号の２の２）	
二次健康診断等給付	二次健康診断等給付請求書（１６号の１０の２）	病院または診療所を経て所轄労働局長

※の様式には個人番号を記入していただく必要があります。

Ⅱ　労災診療費業務の概要について

１　労災保険制度の目的

労災保険制度の目的は、業務災害及び通勤災害により損失した傷病労働者の労働能力の回復及び損害の填補を図り、これらの者を早期に社会復帰させるとともに、さらに労働災害を未然に防止し、労働者の福祉の増進を図ることにあります。

特に、労災医療においては、傷病労働者の負傷、疾病に対し、迅速かつ的確に治療を行うとともに、後遺症が残存する場合には、その範囲を可能な限り縮減したうえで、早期に職場復帰を図る必要があります。さらに、労災保険では、積極的に身体機能の回復を図り、傷病労働者の早期社会復帰を促進するため「リハビリテーション医療」を積極的に推進します。

２　療養の範囲

労災保険において給付される療養（補償）給付の範囲については、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第１３条・第２２条に、「①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送」であって、政府が必要と認めるものに限る旨、規定されています。

この、「政府が必要と認める」ものの範囲については、一般的には、「療養上相当と認められるもの」とされています。具体的に述べると、個々の傷病について身体機能の回復、填補を図るために必要な療養であるかどうかによって判断されることになり、さらには、当該療養の効果が現在の医学上一般的に認められているもの、言い換えれば、治療手段として確立しているものでなければならないとされています。したがって、医学上一般的に認められていない新療法や新薬、又は実験段階や研究過程にあるようなもの、あるいは特殊な療法等は、療養の範囲に含まれません。

また、疾病に対する予防的な措置や特殊な治療方法を施してその治療効果が認められたとしても、当該治療方法の効果が医学上一般的に是認されていないものは療養（補償）給付の対象とはなりません。

以上のとおり、労災保険における療養の範囲は、量的にも質的にもわが国の医療水準と密接な係わり合いを有しておりますが、一般的な傷病に対する医療内容やその範囲については、健康保険でほぼ網羅されているため、労災医療における療養の範囲は、健康保険における取扱いに準拠しているものが多くあります。

一方で、健康保険は国民の相互扶助の精神に基づいて行う医療保険でありますが、労災保険は、使用者の支配管理下において生じた業務災害について、労働基準法で規定された使用者の災害補償責任を国が直接管理・運営する保険で代替するものであり、業務災害によって損失した労働者の稼得能力の回復、填補を目的としているため、労災医療は被災労働者の傷病をできる限り早く治ゆへ導き、かつ後遺症の軽減を図り、負傷や疾病を受ける前の原職場か、できる限り有利な職場に復帰させることを最終目的として給付が行われます。したがって、その治療方法等も単に傷病労働者の健康回復を図るだけでは、業務上の傷病に対する医療給付としては不十分と考えられ、さらに積極的に稼得能力の回復を図るための治療手段が講じられます。このような理由から、労災保険における療養の範囲は健康保険と比べてその特殊性が加味されています。

３　給付方法

労災保険における療養（補償）給付は、労災保険法第１３条・第２２条において「療養の給付」が原則とされており、例外的な取扱いとして「療養の費用」の支給を行います。「療養の給付」は、保険者である政府が、傷病労働者の請求に応じて直接「療養の給付」を実施するもので、つまり医療の現物給付のことになります。

この政府が直接傷病労働者に行う「療養の給付」は、労災病院又は指定医療機関、指定薬局、指定訪問看護事業者において行われることになっており、これらの指定病院等において療養の給付を受けることになる傷病労働者は、自ら費用負担をすることなく必要な治療その他の医療を受けることができます。

これとは反対に「療養の費用」の支給は、傷病労働者が療養に要した費用をいったん立替えて支払を行い、その費用負担額を労災保険へ請求して現金により補償されます。「療養の費用」が支給されるのは、「療養の給付」を行うことが困難な場合のほか、「療養の給付」を受けないことについて労働者に相当な理由がある場合です。

具体的には、①傷病労働者の会社の所在地や居住地域等にたまたま指定医療病院等が存在しなかった場合、②傷病労働者の症状が特殊な医療技術や設備を必要とするため最寄りの指定病院等によりこれらの条件を満たす医療機関がなかった場合や、あるいは突発的な災害により負傷し、緊急に診療を受けなければならないため最寄りの指定病院等以外の医療機関へ受診した場合等です。

そのほか、看護、移送、柔道整復師の施術、はり師・きゅう師の施術、あん摩マッサージ指圧師の施術、治療用材料及び装具の支給等があります。したがって、現金給付である「療養の費用」は、あくまでも「療養の給付」が果たすことのできない役割を補完するものであり、傷病労働者に現物給付との選択の自由を与えたものではありません。